

(別紙)

平成31年度特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業）に係る学校訪問について

島根県教育庁浜田教育事務所

1 目的

- 本事業の趣旨を改めて確認する中で、実施校における特別支援教育の体制並びに当該児童生徒一人一人の特別な支援の在り方の方針を確認する。
- 非常勤講師との懇談を通じて支援の在り方を検討する。

2 時期

2019年5月20日（月）～9月30日（月）

（今年度初めて本事業非常勤講師が配置された学校については、なるべく早い時期が望ましい。）

3 対象校

特別な支援のための非常勤講師配置校（通常の学級、特別支援学級）

4 訪問者

浜田教育事務所特別支援教育担当指導主事

（市町派遣指導主事、市町事業担当者が同行する場合がある）

5 日程

- ① 対象児童生徒のいる全学級の授業参観
時間：1単位時間 ※指導案不要
- ② 特別な支援のための非常勤講師との懇談（20分程度）
参加者：非常勤講師
- ③ 管理職、特別新教育コーディネーターとの情報交換（20分程度）
参加者：管理職及び特別支援教育コーディネーター

※通常の学級、特別支援学級の両方の非常勤講師が配置されている学校については、①、②、③それぞれの時間を2倍程度確保する。

6 学校の準備物

- ・学級の座席表（対象児童のいる全学級の授業参観のため）

7 訪問日の決定について

- ・本事業非常勤講師配置校は「特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業）に係る学校訪問 日程調整調査票」を4月19日（金）までに電子データ（浜田教育事務所ホームページからダウンロード）で浜田教育事務所担当者（河村）kawamura-kyoko@edu.pref.shimane.jp宛（平成31年度学校訪問指導実施要項参照）送信する。
- ・訪問日は他の学校訪問と合わせて、5月中に通知する。ただし、5月に訪問を実施する学校には、別途連絡する。
- ・訪問は年1回を原則とする。

8 訪問当日の時間等の打合せについて

- ・決定通知送付後、訪問日の1週間前までに、学校から特別支援教育担当指導主事（大橋）に連絡し、訪問の時間等について打合せをする。